

農業分野における外国人材受入環境整備事業補助金のご案内



外国人労働者の就業・生活環境の改善を行う農業者のみなさま！



最大30万円(補助率1/3)を補助します

【補助金を活用いただける例】

- 外国語作業マニュアル等の作成費用
- 外国人労働者の居住環境の整備費用(受入れ農業者所有の建物)
- 外国人労働者の自動車運転免許の取得・書換え費用(在留資格:特定技能に限る)

事業内容

農業分野における外国人労働者の就業環境・生活環境の改善等に係る経費を補助します。

補助対象者の要件

【所在地・住所】

福井県内に事業所または住所を置く農業者等

【外国人労働者の雇用】

県内事業所または住所において以下の在留資格を持つ外国人労働者を現に雇用し、今後も継続して雇用する具体的な計画がある農業者等

- ①特定技能 ②技能実習 ③高度専門職

補助金の概要

【補助対象経費】

県内事業所または住所における外国人労働者の就業・生活環境の改善のための取組等に係る経費

- ①就業環境整備(外国語の作業マニュアル作成、自動車運転免許等の取得・書換え等)
②生活環境整備(住居の改修、冷暖房設備の設置等)

【補助限度額】

30万円/農業者等

【補助率】

3分の1

【補助対象】

令和7年4月1日以降に実施し、令和8年3月31日までに完了する事業

申請受付期間

令和8年2月27日まで(必着) ※ただし、予算上限額に達し次第、募集を締め切ります。

お問い合わせ

福井県 農林水産部 園芸振興課 農業人材グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 (TEL)0776-20-0433

(FAX)0776-20-0650



園芸振興課
外国人材関係ホームページ